

## 令和 2 年度北九州市地域バイオマス安定供給検討会参加募集要項

### 1 事業の目的

本市は、市民生活・産業活動といった地域を支える観点から低炭素で安定したエネルギーを供給することを目的に「北九州市地域エネルギー拠点化推進事業」に取り組んでいます。

再生可能エネルギーのうちバイオマスに関しては、平成 27 年度から開催しているバイオマス検討会を踏まえ、地域の木質バイオマス量に見合った木質バイオマス発電、小規模木質バイオマス電供給事業等の導入を推進しています。地域内バイオマスの有効活用は、間伐材等の未利用バイオマスの継続的な利用促進に繋がることに加え、電気・熱の利用先のCO<sub>2</sub>削減にも資するものです。

また、地域内未利用バイオマスの有効活用は、地産地消推進による新たなバイオマス産業の成長や市内産業（林業、産廃業）の成長、バイオマスサプライチェーン構築による省コストに資する重要なものです。

ついては、県、市、地元関係者、バイオマス供給者、利用事業者からの幅広い意見や助言をもらうとともに、関係者のマッチングを図り相互協力体制の構築や、バイオマス発電所、小規模バイオマス熱供給事業等の導入実現に向け進めて行くことが有効であると考え、「令和 2 年度北九州市地域バイオマス安定供給検討会」を設置し官・民での検討を進めていくための参加者を広く募集します。

#### 【注意】

※検討会の中で検討した内容ついて、必ずしも具体化するものではありません。

### 2 応募資格

(1) 応募者は、次の要件を全て満たす企業・法人とします。

ア 北九州地域の木質バイオマスを活用するバイオマス発電所、小規模バイオマス熱供給事業等を市内に導入することに関心があること。または、市内での木質バイオマスのエネルギー利用に関する事業化に関心があること

イ 当該検討会で議論できる総合的な企画力、技術力、知見を有していること

ウ 国内外で、バイオマスまたはエネルギーに関連する業務に関わった実績または、知見があること

(2) 次の各号のいずれにも該当しないこと。

ア 次の申立てがなされている者

(ア)破産法第 18 条又は第 19 条の規定による破産手続開始の申立て

(イ)会社更生法第 17 条に基づく更生手続開始の申立て

(ウ)民事再生法第 21 条の規定による再生手続きの申立て

イ 次に該当する者

(ア)役員等が暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2

条第6号に規定する暴力団員であると認められる者

- (イ)暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
- (ロ)役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
- (ハ)役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
- (ニ)役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- (ホ)暴力団員であることを知りながら、暴力団員を雇用し、又は使用しているとき。

※上記の応募資格を満たしている応募者に対しては「第1回令和2年度北九州市地域バイオマス安定供給検討会」の案内を送付いたします。資格を満たしていないと判断した場合には、検討会に参加できない旨を通知いたします。

### 3 スケジュール

- (1) 募集要項の配布 令和2年 7月2日（木）から令和2年7月20日（月）まで
- (2) 参加申込受付期間 令和2年 7月2日（木）から令和2年7月20日（月）17時
- (3) 会議の開催案内等通知（電子メールにて） 令和2年8月7日（金）予定
- (4) 第1回令和2年度北九州市地域バイオマス安定供給検討会  
令和2年8月20日（木）14時から16時まで

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、開催はZoomによるオンライン会議を予定しています。8月17日（月）14時から、事前接続テストを行います。

※オンライン会議の接続に必要な端末、通信等にかかる費用は負担しません。参加にかかる費用は各参加者でご負担ください。

※なお、本募集要項における書類の配布は、市ホームページからダウンロードしてください。ダウンロードできない場合は、メール又はFAXでの送付対応とさせていただきます。

※各申込書は、受付期間内に必着で郵送していただくか、受付期間内に写しをメール又はFAXで送付した後、原本を郵送してください。

### 4 募集要項及び参加申込書の配布

募集要項及び参加申込書は、北九州市ホームページへ掲載します。ダウンロードできない場合は、メール又はFAXでの送付対応とします。その場合は、下記窓口までお問い合わせください。

【募集要項及び参加申込書配布窓口】

北九州市環境局環境経済部地域エネルギー推進課 政策係 （バイオマス担当）

住所：北九州市小倉北区域内 1 番 1 号 市役所本庁舎 1 0 階

電話：093-582-2238 FAX：093-582-2196

E-mail：[kan-chiikienergy@city.kitakyushu.lg.jp](mailto:kan-chiikienergy@city.kitakyushu.lg.jp)

## 5 参加申込書の提出

### (1) 受付期間及び提出方法

- ア 受付期間 「3 スケジュール(2)」のとおり
- イ 提出方法 郵送(期間内に写しをメール又はFAXした後に原本郵送でも可)
- ウ 提出先 〒803-8501 北九州市小倉北区域内 1 番 1 号 市役所本庁舎 1 0 階  
北九州市環境局環境経済部地域エネルギー推進課 政策係

### (2) 提出書類

- ・令和2年度北九州市地域バイオマス安定供給検討会参加申込書

## 6 失格事由

次のいずれかに該当する場合は失格とし、検討会に参加できません。

- (1) 提出書類に、虚偽の記載をした場合。
- (2) 「2 応募資格」を満たしていないと判断した場合。
- (3) その他、不適格と北九州市が判断した場合。

## 7 留意事項

- (1) 参加申込書は返却しません。
- (2) 本手続きにおいて使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法に定めるものとします。
- (3) 応募に関し必要な費用は、応募者の負担とします。

## 8 担当窓口

北九州市環境局環境経済部地域エネルギー推進課 政策係 (バイオマス担当)

〒803-8501 北九州市小倉北区域内 1 番 1 号

TEL：(093)582-2238 FAX：(093)582-2196

E-mail：[kan-chiikienergy@city.kitakyushu.lg.jp](mailto:kan-chiikienergy@city.kitakyushu.lg.jp)